



目 次

規 則	ページ
◎廊中堰操作規則の一部を改正する規則	1
◎鏡川堰操作規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○種畜証明書の書換え交付の通報（畜産振興課）	1
○県が発注する電力調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（環境計画推進課）	1
○道路の区域変更（道 路 課）	2
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出（会計管理課）	2
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施入札公告	2
○一般競争入札（室戸高等学校外44校で使用する電気の購入）の公告（会計管理課）	3

規 則

廊中堰操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年8月20日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第69号

廊中堰操作規則の一部を改正する規則

廊中堰操作規則（昭和61年高知県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条中「以下」を「第6条第1項において」に改める。

第3条中「堰直上流左岸に取り付けられた水位計」を「廊中堰操作室水位計」に改める。

第4条中「高知土木事務所長」を「高知県高知土木事務所長」に改める。

第6条第1項中「堰の」を削り、同項第2号中「前号に掲げる」を「前号の」に改め、同項第3号中「第1号に掲げる」を「第1号の」に改める。

第7条中「1.77メートル以下になったときは」を「2.82メートル以下（廊中堰操作室水位計による表示にあっては、1.50メート

ル以下）になったときは、堰の上下流の安全を確認の上」に改め、同条後段を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の場合において、ゲートの起立の順序は、右岸側ゲート、左岸側ゲート及び中央ゲートの順とする。ただし、ゲートの倒伏時における当該ゲート面への土砂堆積等により当該ゲートの起立操作が困難である場合は、この限りでない。

3 第1項の場合において、中央ゲートの起立操作は、下流河川において水切れが生じないよう、60分を目安として実施するものとする。

第9条中「を必要と」を「が必要であると」に改める。

第11条第2項中「第9条又は第10条」を「前2条」に改める。

第12条第1項第2号中「もの」を「場合」に、「必要と」を「必要であると」に改める。

第13条中「ゲート」を「堰」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鏡川堰操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年8月20日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第70号

鏡川堰操作規則の一部を改正する規則

鏡川堰操作規則（昭和61年高知県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次条及び第7条を除き、以下」を「第6条第1項において」に改める。

第4条中「高知土木事務所長」を「高知県高知土木事務所長」に改める。

第6条第1項第2号中「前号に掲げる」を「前号の」に改め、同項第3号中「第1号に掲げる」を「第1号の」に改める。

第7条中「起立し、廊中堰直上流左岸に取り付けられた水位計の水位がT Pプラス4.17メートルになったときは」を「起立した場合又は廊中堰が倒伏していない場合には、堰の上下流の安全を確認の上」に改め、同条後段を削り、同条に次の3項を加える。

2 前項の場合において、ゲートの起立の順序は、右岸側ゲート、左岸側ゲート及び中央ゲートの順とする。ただし、ゲートの倒伏時における当該ゲート面への土砂堆積等により当該ゲートの起立操作が困難である場合は、この限りでない。

3 第1項の場合において、廊中堰において土砂堆積等によりゲートの起立操作が困難であるときは、堰の起立操作を先行して行うことができるものとする。この場合において、廊中堰の水位がT Pプラス2.82メートル以下（廊中堰操作室水位計による表示にあっては、1.50メートル以下）になったときに当該起立操作を開始する目安とする。

4 第1項の場合において、中央ゲートの起立操作は、下流河川において水切れが生じないよう、60分を目安として実施するものとする。

第9条中「を必要と」を「が必要であると」に改める。

第11条第2項中「第9条又は第10条」を「前2条」に改める。

第12条第1項第2号中「もの」を「場合」に、「必要と」を「必要であると」に改める。

第13条中「ゲート」を「堰」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第501号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第10条並びに家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条及び家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第9条第2号の規定に基づく種畜証明書の書換え交付について、同法第8条第1項及び同令第12条第1号の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項及び同令の規定により告示する。  
令和6年8月20日

高知県知事 濱田 省司

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
11350378887 若藤（全和褐236） 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	高岡郡佐川町中組1247 高知県畜産試験場	南国市物部乙200 高知大学農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター

高知県告示第502号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、県が発注する電力調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。  
令和6年8月20日

高知県知事 濱田 省司

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、次に掲げる事項により審査し、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）の結果の通知において電力調達契約に係る競争入札に参加することができる資格を有する旨の通知を受けた者とする。

- 1 経済産業省が定める電力の小売営業に関する指針において望ましいとされている方法に準じて電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。ただし、新たに電力の供給を開始した小売電気事業者であって電源構成を開示していないものは、開示予定時期（電力の供給を開始した日から1年以内の日に限る。）を明示することにより、電源構成を開示したもののみならず。
- 2 知事が別に定めるところにより実施する環境評価において、一定の評価点数を満たすこと。

**第2 資格審査の申請の方法**

資格審査を受けようとする者は、知事が別に定める様式による高知県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

**第3 資格審査の結果の通知**

資格審査の結果は、知事が別に定める様式による高知県電力の調達に係る環境配慮契約方針に基づく競争入札参加資格審査結果通知書により当該申請者に通知する。

**第4 資格の有効期間等**

- 1 競争入札の参加資格の有効期間は、資格審査の結果、電力調達契約に係る競争入札に参加することができる資格を有する旨の通知を受けた日の属する年度の3月31日までとする。
- 2 資格の有効期間の更新を希望する者は、毎年度、第2に定めるところにより申請しなければならない。

**第5 その他**

資格審査の詳細その他不明な点については、高知県林業振興・環境部環境計画推進課（電話番号088-821-4841）に問い合わせること。

**高知県告示第503号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年8月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月20日  
高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知安芸自転車道
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
---	---	------------	-----------------	--------------

安芸市赤野字西大谷 裾甲935番1から 安芸市赤野字西大谷 裾甲937番1まで	前	6.8 } 8.1	40.8
	後	4.8 } 5.1	

**高知県告示第504号**

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月20日  
高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

(変更前) 高知市五台山5015番地1  
高知県農業協同組合  
代表理事組合長 秦泉寺 雅一  
(変更後) 高知市五台山5015番地1  
高知県農業協同組合  
代表理事組合長 島田 信行

- 2 変更年月日  
令和6年6月27日

-----  
**公安委員会告示**  
-----

**高知県公安委員会告示第21号**

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施する。

令和6年8月20日  
高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

- 1 審査の種類、期日及び場所
  - (1) 審査の種類
 

規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

    - ア 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）
    - イ 普通自動車免許
    - ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動

二輪車免許及びび牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）

エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）

- (2) 審査の期日  
令和6年10月15日（火）から同年11月15日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

- (3) 審査の場所  
吾川郡いの町枝川200番地  
高知県警察本部交通部運転免許センター

- 2 審査の申請手続に関する事項
  - (1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

- (2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

- (3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。

ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証

エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証

オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る技能検定員資格者証

カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る教習指導員資格者証

- 3 審査の実施に関する事項

(1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種	旅客自動車運送事業及び自動車運転	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験によ

免許等の技能検定に関する知識	代行業に関する法令についての知識	り行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それ

大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員審査（大型自動車免許等23,400円、普通自動車免許19,500円、特定第一種免許14,700円、大型自動車第二種免許等21,500円）
- イ 教習指導員審査（大型自動車免許等14,550円、普通自動車免許11,850円、特定第一種免許9,650円、大型自動車第二種免許等12,450円）

4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係（電話番号088-893-1221内線374）に問い合わせること。

-----  
入 札 公 告  
-----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年8月20日

高知県知事 濱田 省司

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量  
室戸高等学校外44校で使用する電気 一式
- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書による。

<p>(3) 購入物品の納入期間 令和7年1月1日午前零時から同年12月31日午後12時まで</p> <p>(4) 購入物品の納入場所 入札説明書による。</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札説明書による。）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 高知県における「令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。</p> <p>(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和5年9月高知県告示第638号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。</p> <p>(6) 県が発注する電力調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和6年8月高知県告示第502号）第3による資格審査の結果の通知において電力調達契約に係る競争入札に参加することができる資格を有する旨の通知を受けた者であること。</p> <p>(7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等 (1) 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所 郵便番号780-8570</p>	<p>高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県会計管理局会計管理課</p> <p>(2) 問い合わせ先 高知県会計管理局会計管理課（電話番号088-823-9873） (2の(6)に掲げる入札参加要件に関する問い合わせにあっては、高知県林業振興・環境部環境計画推進課（電話番号088-821-4841））</p> <p>(3) 入札説明書の交付方法 ア 手渡しによる交付の場合 令和6年8月20日（火）から同年9月13日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。 イ ダウンロードによる交付の場合 令和6年8月20日午前9時から同年9月13日午後5時までの間に高知県会計管理局会計管理課のホームページ（<a href="https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/180101/">https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/180101/</a>）で交付する。</p> <p>(4) 入札の日時及び場所 入札書を令和6年10月4日（金）午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に持参又は書留郵便により提出すること。</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 ア 日時 令和6年10月9日（水）午後2時 イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 地下第3会議室</p> <p>4 その他 (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。 (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和6年9月13日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 (4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、</p>	<p>入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 ア 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和6年9月9日（月）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。 イ 2の(6)に掲げる電力調達契約に係る入札参加資格要件を有しない者でこの一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める様式に必要書類を添えて、高知県林業振興・環境部環境計画推進課に提出すること。ただし、令和6年9月6日（金）午後5時までに提出しなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに提出した場合でも、提出書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Supply of electricity for the Muroto Prefectural High School and the other 44 prefectural high schools</p>
---	---	---

- (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 13 September 2024
- (3) Date and time for tender (by hand or registered mail): To arrive at the division noted in (4) by 5:00 P.M. on Friday 4 October 2024
- (4) Contact: Accounting Management Division, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan  
Tel: 088-823-9873
- (5) Others: As in the tender documentation